

警報発表時の措置について

大雨・洪水・暴風・大雪警報等が発表された場合の措置について

☆《西吉野町の生徒》

1. [奈良県下全域] または、[奈良県北部] もしくは、[五條・北部吉野] のいずれかに『警報』が発表された場合。
 - 午前7時現在『警報』が発表されている場合。
その日は、全日臨時休校とします。(スクールバスは運行されません。)
 - ① 午前6時30分を過ぎて、テレビ・ラジオ等の天気予報により、『警報』が発表されている事を確認できた場合は自宅で待機し、7時現在『警報』が引き続き発表されているかどうかを保護者が確認してください。
 - ② 学校からは、マ・メールを通して各家庭に連絡をします。
2. [奈良県南部] または、[南西部] への『警報』発表の場合でも、本校区において影響が特に大きいと学校長が判断した場合。
 - ※ 状況により、臨時休校または、始業時刻を遅らせる措置を取ることがあります。その場合は、午前6時30分に判断し、学校よりマ・メールを通じて、各ご家庭に連絡します。
3. 生徒が登校途中に『警報』発表を知った場合。
 - ※ スクールバスが運行されている場合(警報が午前7時以降に発表された場合)は、スクールバスに乗って登校する。
(近くに電話があれば、学校へ連絡を取り、指示を受けてもよい。)
4. 生徒が登校した後に『警報』が発表された場合。
 - ※ 学校長の判断により、安全面も考えたうえで、臨時下校等についての措置を決定します。
5. 『警報』等の発表はないが、生徒の登校途上に危険が予測される場合。
 - ※ 通学路(生徒の登校途上)において、河川の増水や崖崩れなどの危険が予測される場合、保護者は登校を見合わせる等、適切な措置を講じて下さい。
なお、その場合は危険個所の詳しい状況等について、ご連絡をお願いします。

☆《大塔町の生徒》《上記、西吉野町の生徒1. 2の条件に加えて》

午前7時現在[奈良県下全域] または、[奈良県南部] もしくは、[五條市南部] のいずれかに『警報』が発表されており、関係機関と協議の上、スクールバスが運行されない場合、自宅学習とする。

《3. 4. 5は西吉野町の生徒と同じです》

大雨等により通学道路の通行が規制（通行止）された場合の対応について

大雨等により、通学道路の通行が規制（通行止）された場合は、下記のような対応をしておりますのでお知らせ致します。各ご家庭におかれましては、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い致します。

1. 生徒の通学道路（国道または県道）が、大雨等により『**通行止**』になった場合
 - (1) 午前**6**時現在、生徒の通学路に『**通行止**』の規制が**発表**された場合
 - ① 国道168号線（宗川野～十津川村七色間）が通行止の時
 - ・学校から該当する家庭へのみ、「自宅待機するように」とマ・メールまたは電話を通じて、連絡します。
 - ② 県道（下市～宗松線）、県道（勢井～宗川野線）、県道（赤滝～五條線）、県道（平原～五條）線、及び国道168号（生子～宗川野間）も通行止となった場合
 - ・該当路線の生徒だけでなく、全校生徒に対して、「自宅待機」の指示をする場合があります。連絡はマ・メールまたは電話を通じて行います。
 - (2) 午前**7**時まで、『**通行止**』の規制が**解除**された場合
 - ◎ 平常どおりの授業を行います。
 - ・学校から該当家庭へ、「〇〇時より授業を行います」「スクールバスは、始発場所を1時間遅れで出発します」などの内容を、マ・メールまたは電話を通じて連絡します。
ただし、連絡をするのは、(1)で連絡した家庭のみです。
 - (3) 午前**7**時を過ぎても、『**通行止**』の規制が**解除**されない場合
 - ◎ 午前6時現在で連絡した「自宅待機」を「自宅学習」に切り換えます。
 - ・マ・メールまたは電話を通じて連絡します。

2. 生徒の通学路が、土砂崩れ等により『**通行止**』となった場合
 - ◎ 道路状況を把握できた時点で、登校についての指示をします。
 - ・迂回路の有無やその他の条件が、通行止の場所によって異なるので、五條市教育委員会西吉野支所の担当課とも連絡を取った上で、該当する生徒の家庭へ、登校方法などについての指示や連絡をします。
 - ◎ ご家庭では、学校より早く土砂崩れ等の状況を把握されることが多いと思いますので、「土砂崩れ等により『通行止』になっている」旨をお知らせいただければ、大変ありがたいと思います。

地震発生時について

- ◎ 午前7時まで、五條市で震度5弱以上の地震発生で自宅待機とします。
震度5未満でも通信異常（電話、テレビ、メール等）発生の場合は自宅待機とします。

Jアラートについて

- ◎ Jアラート等を通じて奈良県に緊急情報が発信された際の生徒の避難誘導等の安全確保の方策について
 - ・スクールバス運行時まで発表された場合 自宅待機
 - ・生徒登校後発表された場合 学校待機Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において、臨時休業とするか学校再開するかについては、マ・メールにて連絡します。

その他について

- ・学校からの指示や連絡があった場合は、それに従ってください。
- ・ご家庭において、気象状況や地震等により登校が困難と判断されるときは、安全第一をお考えいただき、ご家庭にて待機いただきますようお願いいたします。
また、その際は必ず学校に連絡をお願いします。

